

令和5年度 屋久島町 全体会計財務書類 注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの . . . 再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの 取得原価

取得原価が不明なもの 再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの 取得原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券 償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの 取得原価（又は償却原価法（定額法））

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの 出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。） 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15 年～50 年

工作物 10 年～60 年

物品 2 年～10 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。） 定額法

（ソフトウェアについては、当町における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

. 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

・・・・・・リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち屋久島町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 60 万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね 10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当ありません

(2) 表示方法の変更

該当ありません

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当ありません

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当ありません

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当ありません

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当ありません

(4) 重大な災害等の発生

該当ありません

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当ありません

(2) 係争中の訴訟等

該当ありません

5 追加情報

(1) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(2) 連結対象団体（会計）

全体会計の対象は次のとおりです。

団体（会計）名	区分	連結の方法
一般会計	一般会計	—
診療所事業特別会計	特別会計	全部連結
国民健康保険事業特別会計	特別会計	全部連結
介護保険事業特別会計	特別会計	全部連結
後期高齢者医療事業特別会計	特別会計	全部連結
船舶事業特別会計（※1）	地方公営企業会計	全部連結
上水道事業特別会計（※1）	地方公営企業会計	全部連結
農業集落排水事業特別会計（※1）	地方公営企業会計	全部連結

※1 令和2年4月1日に公営企業会計に移行し全体会計の対象としています。